

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する 令和3管理年度における漁獲可能量

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和3年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,757.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	11.3
青森県	256.3
岩手県	68.5
宮城県	52.9
秋田県	21.5
山形県	8.8
福島県	7.9
茨城県	18.9

千葉県	51.5
東京都	9.6
神奈川県	32.9
新潟県	55.5
富山県	86.3
石川県	65.8
福井県	17.5
静岡県	24.2
愛知県	0.1
三重県	27.4
京都府	16.5
大阪府	0.1

兵庫県	2.3
和歌山県	23.3
鳥取県	1.7
島根県	78.5
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	85.2
徳島県	7.9
香川県	0.1
愛媛県	7.3
高知県	65.6
福岡県	7.1

佐賀県	0.9
長崎県	657.1
熊本県	3.5
大分県	0.7
宮崎県	12.0
鹿児島県	10.1
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
--------	-----------

くろまぐろ（小型魚）大中小型まき網漁業	1,500.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	44.0
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	62.0

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

5132.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	291.3

青森県	460.8
岩手県	48.3
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0

石川県	38.0
福井県	17.9
静岡県	11.8
愛知県	1.0
三重県	26.1
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	8.7
和歌山県	14.2
鳥取県	6.0
島根県	23.3
岡山県	1.0

広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	7.2
佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	6.0
大分県	6.3
宮崎県	14.6

鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業	3063.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	9.4
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）	80.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）	282.6